

## (2) 点検義務の追加 (条例第 20 条の 2 関係)

### ア 点検義務の追加

全ての広告物等の所有者又は占有者に対して、**点検義務を追加**しました。

点検は**設置後3年以内**ごと、ただし、許可等の更新申請時は申請前3月以内とします。

### イ 安全点検報告書の提出義務の追加

許可等の更新申請時に、**安全点検報告書の提出義務**を追加しました。

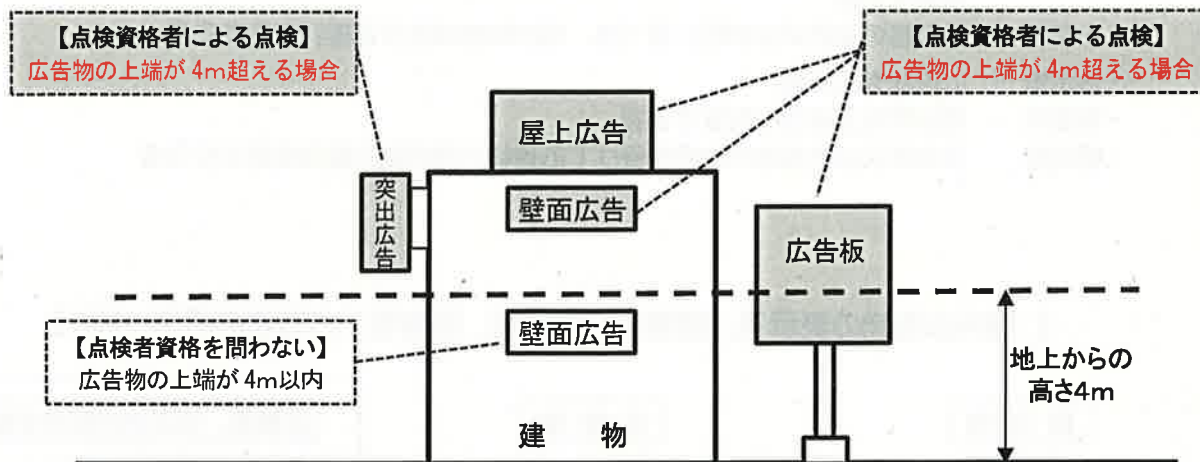
### ウ 点検者の資格要件の追加

上端の地上からの高さが4mを超える**危険性の高い広告物等の点検には資格要件を追加**しました。

	改正前	改正案
点検義務	—	所有者、占有者
点検対象	—	全ての広告物 (簡易なものを除く)
点検報告書	—	許可等の更新時に提出
点検時期	—	設置後3年以内ごと 許可等の更新時は、申請前3月以内
点検者資格 (地上からの高さが4m超)	—	屋外広告士 建築士 (1,2 級) 特定建築物調査員※1

※1：建築基準法による一定規模以上の特殊建築物等 (不特定多数の人が利用するホテル、映画館、百貨店、病院、福祉施設等) の定期報告を行うことができる資格者

#### 【点検資格者による点検が必要となる屋外広告物 (例)】



## (3) 屋外広告業登録に必要な業務主任者資格の厳格化 (条例第 44 条関係)

屋外広告業登録には、業務主任者を設置する必要があり、その資格が定められています。

今回、この資格要件のうち、屋外広告に関する知識を習得できているか確認できないものを除外しました。

	改正前	改正案
業務主任者資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告士</li> <li>広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等</li> <li>講習会修了者</li> <li>設置の責任者を5年以上経験した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告士</li> <li>広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等</li> <li>講習会修了者</li> </ul>